

令和5年度 法律とこころの相談会

主催：岐阜県東濃保健所

■弁護士と臨床心理士による相談会を開催します■

厳しい社会情勢やコロナ禍の影響等によるトラブルが原因で、人はこころの健康に支障をきたし「うつ病」や「自殺」等に追い込まれることがあります。

たとえば・・・

生活苦、雇用、解雇、借金、連帯保証人、多重債務、
家族関係、犯罪被害、いじめなど



弁護士や臨床心理士などの専門家に相談することで、解決の糸口が見つかるかもしれません。また、心の負担を軽くすることができるかもしれません。お気軽にご利用ください。

開催日	会場・時間
令和5年6月13日(火)	時間：午後1時～4時（各相談日3件まで） 場所：東濃西部総合庁舎5階 5北会議室 多治見市上野町5-68-1 / 0572-23-1111
令和5年9月12日(火)	
令和5年9月26日(火)	
令和6年1月9日(火)	
令和6年3月12日(火)	

★相談は予約制です。（お申し込みの際に時間をお知らせします）

★相談は無料・秘密厳守です。

★申込み先：岐阜県東濃保健所 健康増進課 保健予防係

電話：0572-23-1111 内線362